

原議保存期間	30年（平成61年3月31日まで）
有効期間	一種（平成36年3月31日まで）

各管区警察局広域調整担当部長
 警視庁交通部長 殿
 各道府県警察本部長
 （参考送付先）
 警察大学校交通教養部長

警察庁丁運発第116号、丁規発第78号
 平成30年6月11日
 警察庁交通局運転免許課長
 警察庁交通局交通規制課長

道路交通法施行規則の改正に伴う運用上の留意事項について（通達）

本日公布された道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成30年内閣府令第30号）の趣旨及び内容については、「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令等について（通達）」（平成30年6月11日付け警察庁丙運発第40号、丙規発第17号。以下「局長通達」という。）で示されているとおりである。また、改正に伴い、「指定自動車教習所の教習の標準」及び「指定自動車教習所業務指導の標準」を改正したところである。

これら改正に伴う運用上の留意事項については下記のとおりであるので、施行準備を進め、関係規定の円滑かつ適切な施行に努められたい。

なお、本通達で用いる用語の意義は、局長通達で示されているところによる。

記

1 普通自動車免許等保有者に対するAT小型限定普通二輪免許に係る1日の技能教習時間の上限等の見直し関係

(1) 1日の技能教習時間の上限等の見直しに関する留意事項

AT小型限定普通二輪免許に係る教習を行う指定自動車教習所に対して、次の考え方を周知するとともに、1日4時限の技能教習を行う指定自動車教習所に対しては、教習生の希望や疲労度等を考慮し、所要の休息時間を適切かつ確実に設け、安全な教習を行うよう、指導を行うこと。

○ 今回の改正の趣旨は、教習所の体制や教習生の希望等に応じ、AT小型限定普通二輪免許に係る技能教習を1日4時限（基本操作及び基本走行については1日3時限）行うことを可能とするものであり、1日に4時限の技能教習を画一的に行うことを想定しているものではなく、1日に4時限の技能教習を行うこととする教習カリキュラムを設けるか否かは、各指定自動車教習所において、実施体制や教習生のニーズ等を踏まえ判断されるものであること。

○ 1日に4時限の技能教習を行う場合に所要の休息時間を義務付ける趣旨は、技能教習の連続による教習生の疲労の蓄積を防ぐためのものであり、当該休息時間における教習生の過ごし方については、教習生の希望や判断等に委ねられるものであること。

- 1日に技能教習を4時限行う場合に設けることとなる休息時間は、府令では、1時限に相当する時間以上とされているが、各指定自動車教習所において、教習生の希望やニーズ等を踏まえ判断されるものであること。
- 1日に技能教習を4時限行う教習カリキュラムを設ける場合、教習生の希望や疲労度等を踏まえながら教習を進め、状況によっては、当初の予定以上の休息時間を設けたり、教習を中止したりすることを検討すること。
- 1日に技能教習を4時限行う教習カリキュラムを受講する教習生に対しては、教習開始後も、教習生の希望や疲労度等によって、教習を中止したり、休息時間を更に設けることが可能であることを説明すること。
- 休息時間の取得状況を明らかにするため、「申し送り事項等」欄に休息時間を取得した日時及び取得時間を記載するなどすること。

(2) 普通免許等保有者以外の者の取扱いについて

今回の改正は、普通免許等保有者に対するAT小型限定普通二輪免許に係る1日の技能教習時間の上限を引き上げるものであり、原付免許、小型特殊免許又はカタピラを有する大型特殊自動車のみに係る大型特殊免許若しくは大型特殊第二種免許を現に受けている者がAT小型限定普通二輪免許に係る技能教習を受ける場合の1日の技能教習時間の上限は従前どおりであるので、事務処理に誤りのないようにすること。

(3) 技能検定と技能教習の同日実施について

AT小型限定普通二輪免許に係る教習を行う指定自動車教習所に対して、次の考え方を周知するとともに、指導を行うこと。

- 指定自動車教習所における教習の修了後、技能検定を同日に実施することについて、法令上の制約はなく、今回の改正により、指定自動車教習所において、最短2日間での教習を実施し、その修了後、同日に技能検定を行う教習カリキュラムを設けることも可能となること、実際にそうしたカリキュラムを設けるか否かは、各指定自動車教習所において、実施体制や教習生の希望やニーズ等を踏まえ判断されるものであること。
- 実際に教習から技能検定までを2日間で終了する教習カリキュラムを設ける場合、教習生の希望や疲労度等を踏まえながら教習を進め、状況によっては、技能検定の延期も検討すること。また、当該カリキュラムを受講する教習生に対しては、教習開始後も、教習生の希望や疲労度等によって技能検定の延期が可能であることを説明すること。

(4) その他

今回の改正を踏まえ、府令第35条第7号に規定する教習計画書に変更が生じたときは、同第36条の規定により、当該教習計画書の変更に係る届出をしなければならないとされているので、事務処理に誤りのないようにすること。

また、別途示されているとおり、今回の改正に伴い、「指定自動車教習所の教習の標

準」及び「指定自動車教習所業務指導の標準」が改正されているので、事務処理に誤りがないようにすること。

2 普通自動二輪車免許の運転シミュレーター教習に係る経過措置の廃止関係

運転シミュレーター経過措置の適用を受けている指定自動車教習所に対して、今回の改正内容を周知するとともに、運転シミュレーター経過措置の廃止に係る規定の施行日までに、必要な措置が計画的に講ぜられるよう働き掛けること。

また、1(4)と同様に、今回の改正を踏まえ、府令第35条第7号に規定する教習計画書に変更が生じたときは、同第36条の規定により、当該教習計画書の変更に係る届出をしなければならないとされているので、事務処理に誤りのないようにすること。

3 その他の改正関係

交差点を斜めに横断する普通自転車は、「斜め横断専用」の標示が設置されているか否かにかかわらず、斜めに横断しようとする歩行者及び普通自転車に対面するように斜め向きに設置された歩行者用信号機に従わなければならないことについて、交通指導取締りを行う警察官に対する教養を行うこと。